

平成二十一年十一月五日提出
質問第四九号

有害鳥獣等を食用に有効活用する取組に対する支援施策に関する質問主意書

提出者 山本 拓

有害鳥獣等を食用に有効活用する取組に対する支援施策に関する質問主意書

農林水産業等への被害防止のために鳥獣対策は重要であるが、同時に、捕獲した鳥獣等の処分方法についても軽視できない。欧州で盛んなジビエ料理のように、鳥獣等を食用等に有効活用することは、広義の地産地消であり、農山漁村や食品産業の活性化に資するものである。有害鳥獣等の対策として捕獲した鳥獣等を食用等に有効活用する取組に対する政策的支援策が必要と考える。

従って、次の事項について質問する。

一 有害鳥獣等の対策における捕獲、及び、捕獲後の処分方法等に関して

1 有害鳥獣等の対策における年間の捕獲量を、以下の種類ごとに示されたい。

- ① クマ
- ② シカ
- ③ イノシシ
- ④ サル
- ⑤ ハクビシン

⑥ アライグマ

⑦ カラス等の鳥類

⑧ ブルーギル、ブラックバス等の外来魚

⑨ 大型クラゲ

2 有害鳥獣等の対策として捕獲した鳥獣等の捕獲後の処分は、主として、いかなる方法によっているか。前述の種類ごとに示されたい。

3 有害鳥獣等の対策として捕獲した鳥獣等の捕獲後の処分の費用については、年間いくらを要しているかと推定されるか。また、政府は、自治体・民間に対し、処分費用への補助として年間いくらを費やしているか。

二 捕獲後の鳥獣等を食用等に有効活用する取組に対する支援策等に関して

1 捕獲後の鳥獣等を食用として有効活用する取組に対し、政府はいかなる支援策を講じているか。前述の種類ごとに示されたい。

2 捕獲後の大型クラゲ等の機能性成分を食品や化粧品等の製造に有効活用する取組に対し、政府はいか

なる支援策を講じているか。

3 政府は、前項の取組に資する安定供給システムの確立や、衛生・品質管理、調理法開発等、政策的支援策を講じる考えがあるか。基本的方針を示されたい。

右質問する。